

特集

2025年度の年金額は前年度から1.9%のプラス改定 基礎年金は3年連続の引上げ

総務省から1月24日、「2024（令和6）年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」が公表されたことを受けて、同日、厚生労働省は2025年度の年金額改定について公表した。

◆基本となる数値

- 物価変動率： 2.7%
- 名目手取り賃金変動率： 2.3%
〔実質賃金変動率（▲0.4%）+物価変動率（2.7%）+可処分所得割合変化率（0.0%）=2.3%〕
⇒ 〔物価>賃金〕となるため名目手取り賃金変動率（2.3%）を用いる
- マクロ経済スライドによる調整： ▲0.4%
⇒ **年金額改定率 1.9%**

◆年金額の改定

年金額は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定されることになる。このため、2025年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（2.3%）を用いて改定された。また、前年度同様、マクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われ、2025年度の年金額の改定率は1.9%となり、3年連続の引上げとなった。

2025年度の主な年金の価格（本来水準の年金額）

2025年度における各裁定者の生年月日

- ① 新規裁定者 … 1958年4月2日以後生まれの人
- ② 既裁定者1 … 1956年4月2日～1958年4月1日生まれの人
- ③ 既裁定者2 … 1956年4月1日以前生まれの人

2024年度は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回ったため、一律で名目手取り賃金変動率に基づいて年金額の改定が行われたが、新規裁定者と既裁定者で改定率が異なった2023年度の年金額改定の影響を受け、同じ既裁定者でも、2024年度において68歳の人と69歳以上とで年金額が分かれることになった。

2025年度も前述のように名目手取り賃金変動率に基づいて年金額の改定が行われ、改定率は**1.9%**となった。これにより、①1958年4月2日以後生まれの人（新規裁定者）と②1956年4月2日～1958年4月1日生まれの人（一部の既裁定者）は「1.065」（2024年度の改定率〔1.045〕×1.019）となり、2025年度の年金額（老齢基礎年金の満額）は、 $780,900円 \times 1.065 \div 831,700円$ となる。

- ④ 1956年4月1日以前生まれの人（既裁定者）は「1.062」（2024年度の改定率〔1.042〕×1.019）となり、2025年度の年金額（老齢基礎年金の満額）は、 $780,900円 \times 1.062 \div 829,300円$ となる。

【国民年金】

○主な基礎年金 *月額1円未満の小数は切り捨て。

	新規裁定者 (1958年4月2日以後生まれ)		既裁定者1 (1956年4月2日 ～1958年4月1日生まれ)		既裁定者2 (1956年4月1日以前生まれ)	
	基本額	月額	基本額	月額	基本額	月額
老齢基礎年金（満額）						
遺族基礎年金（基本額）	831,700円	69,308円	831,700円	69,308円	829,300円	69,108円
2級障害基礎年金（基本額）						
1級障害基礎年金	1,039,625円	86,635円	1,039,625円	86,635円	1,036,625円	86,385円
第1子・第2子の加算額	239,300円	19,941円				
第3子以降の加算額	79,800円	6,650円				

○配偶者に支給される遺族基礎年金 *月額1円未満の小数は切り捨て。

子の人数	新規裁定者 (1958年4月2日以後生まれ)				既裁定者2 (1956年4月1日以前生まれ)			
	既裁定者1 (1956年4月2日～1958年4月1日生まれ)				基本額	加算額	合計額	月額
	基本額	加算額	合計額	月額				
1人	831,700円	239,300円	1,071,000円	89,250円	829,300円	239,300円	1,068,600円	89,050円
2人	831,700円	478,600円	1,310,300円	109,191円	829,300円	478,600円	1,307,900円	108,991円
3人	831,700円	558,400円	1,390,100円	115,841円	829,300円	558,400円	1,387,700円	115,641円

○子に支給される遺族基礎年金 *月額1円未満の小数は切り捨て。

子の人数	基本額	加算額	合計額	1人あたりの額	月額
1人	831,700円	0円	831,700円	831,700円	69,308円
2人	831,700円	239,300円	1,071,000円	535,500円	44,625円
3人	831,700円	319,100円	1,150,800円	383,600円	31,966円

【厚生年金】 *月額1円未満の小数は切り捨て。

	新規裁定者 (1958年4月2日以後生まれ)		既裁定者2 (1956年4月1日以前生まれ)	
	既裁定者1 (1956年4月2日～1958年4月1日生まれ)		基本額	月額
	基本額	月額	基本額	月額
障害厚生年金の最低保障額	623,800円	51,983円	622,000円	51,833円
障害手当金の最低保障額	1,247,600円	103,966円	1,244,000円	103,666円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算 (65歳以上の人は経過的寡婦加算)	623,800円	51,983円	622,000円	51,833円
老齢厚生年金の配偶者加給年金額・特別加算額	基本額	特別加算額	合計額	月額
1934.4.2～1940.4.1生まれの人	239,300円	35,400円	274,700円	22,891円
1940.4.2～1941.4.1生まれの人	239,300円	70,600円	309,900円	25,825円
1941.4.2～1942.4.1生まれの人	239,300円	106,000円	345,300円	28,775円
1942.4.2～1943.4.1生まれの人	239,300円	141,200円	380,500円	31,708円
1943.4.2～生まれの人	239,300円	176,600円	415,900円	34,658円

◆国民年金保険料について

国民年金の保険料は、2004（平成16）年の年金制度改正により毎年段階的に引き上げられてきたが、2017年度に上限（2004年度水準で16,900円）に達したため、引上げが完了した。2019年4月、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、2019年度分より、2004年度水準で保険料が月額100円引き上げられ、17,000円となった。実際の保険料額は、2004年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により名目賃金の変動に応じて毎年度改定される。2026年度の保険料額は下表のようになる。

	2025年度	2026年度
法律に規定された保険料額（2004年度水準）	17,000円	17,000円
実際の保険料額 *（ ）は前年度との差額	17,510円（+530円）	17,920円（+410円）

◆在職老齢年金について

在職老齢年金の支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定される。2025年度の支給停止調整額は、2024年度より1万円引き上げられた。

	2024年度	2025年度
支給停止調整額	50万円	51万円

◆多様なライフコースに応じた年金額

厚生労働省は、2025年度年金額を示すと同時に、2024年財政検証で初めて公表した「年金額の分布推計」に基づき、2025年度における多様なライフコースに応じた年金額の事例を紹介した（下表、厚生労働省ホームページの資料より作成）。

経歴類型	男女の別	中心となる被保険者の区分	2025年度受給額（月額）	備考
厚生年金中心 （20年以上加入）	男性	第2号被保険者	173,457円	平均厚生年金期間：39.8年 平均収入：50.9万円 ※賞与を含む。 基礎年金月額：68,671円 厚生年金月額：104,786円
	女性	第2号被保険者	132,117円	平均厚生年金期間：33.4年 平均収入：35.6万円 ※賞与を含む。 基礎年金月額：70,566円 厚生年金月額：61,551円
国民年金中心 （20年以上加入）	男性	第1号被保険者	62,344円	平均厚生年金期間：7.6年 平均収入：36.4万円 ※賞与を含む。 基礎年金月額：48,008円 厚生年金月額：14,335円
	女性	第1号被保険者	60,636円	平均厚生年金期間：6.5年 平均収入：25.1万円 ※賞与を含む。 基礎年金：52,151円 厚生年金：8,485円
		第3号被保険者	76,810円	平均厚生年金期間：6.7年 平均収入：26.3万円 ※賞与を含む。 基礎年金：67,754円 厚生年金：9,056円